特定非営利活動法人　中国帰国者の会　定款

第一章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人　中国帰国者の会という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都三鷹市下連雀三丁目２２番５号ＹＫソナンビル２０１に置く。

第二章　目的および事業

（目的）

第３条　この法人は、中国残留孤児、中国残留婦人、及びその家族（以下帰国者と称す）に対して、中国に残留する邦人の調査並びに早期帰国の支援及び帰国後の生活支援等の事業を行い、中国帰国者の自立支援を行うことで、日中友好親善等国際協力活動に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）社会教育の推進を図る活動

（２）まちづくりの推進を図る活動

（３）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活勤

（４）人権の擁護又は平和の推進を図る活動

（５）国際協力の活動

（６）子どもの健全育成を図る活勤

（７）以上の活勤を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

（１）中国帰国者に対する日本語習得支援事業

（２）中国帰国者に対する生活相談事業

（３）中国帰国者問題に関する出版、ホームページ等による普及啓発事業

（４）中国残留孤児、中国残留婦人の帰国支援事業

（５）中国残留邦人に関する調査研究事業

２　この法人は、次のその他の事業を行う。

（１）交流及びレクリエーション事業

３　前項に掲げる事業は、第１項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第１項に掲げる事業に充てるものとする。

第三章　会員

[redacted]

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（１）正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

（２）賛助会員　この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会について、特に条件は定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書を、理事長に提出するものとする。

３　理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

４　理事長は、第２項のものの入会を認めないときは、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第８条　会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし、会員に特段の事情がある場合は、理事会において当該会員の会費の減免をすることができる。

（会員の資格の喪失）

第９条　正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）退会届の提出をしたとき。

（２）本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

（３）正当な理由なく会費を滞納し、催促を受けても納入しないとき。

（４）除名されたとき。

（退会）

第１０条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第１１条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

（１）この定款に違反したとき。

（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出品の不返還）

第１２条　既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第四章　役員

（種別及び定数）

第１３条　この法人に、次の役員を置く。



（１）理事３人以上２０人以内

（２）監事１人以上３人以内

２　理事のうち、１人を理事長とする。また、３人以内を副理事長として置くことができる。

（選任等）

第１４条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を越えて含まれることになってはならない。

４　法第２０条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第１５条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。副理事長がいない場合は、理事のうちから理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４　監事は、次に掲げる業務を執行する。

（１）理事の業務執行の状況を監査すること。

（２）この法人の財産の状況を監査すること，

（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（４）前号の報告をするために必要がある場合は、総会を招集すること。

（５）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期）

第１６条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

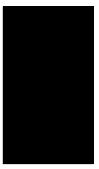
３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第１８条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。



（１）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
２　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。
（報酬等）
第１９条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第五章　総会
（種別）
第２０条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。
２　総会は、通常総会及び臨時総会とする。
（総会の構成）
第２１条　総会は、正会員をもって構成する。
（総会の機能）
第２２条　総会は、以下の事項について議決する。
（１）定款の変更
（２）解散及び合併
（３）事業計画及び収支予算並びにその変更
（４）事業報告及び収支決算
（５）役員の選任又は解任、職務及び報酬
（６）会員の除名
（７）解散時の残余財産の帰属
（８）その他運営に関する重要事項
（開催）
第２３条　通常総会は、毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
（１）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
（２）正会員総数の５分の１から会議を記載した書面により招集の請求があったとき。
（３）監事が第１５条第４項第４号の規定に基づいて招集するとき。
（総会の招集）
第２４条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも１４日前までに通知しなければならない。
（総会の議長）

[redacted]

第２５条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の議決）

第２６条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（総会議決）

第２７条　総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　緊急やむをえない場合は、通知しない事項も総会における議決事項とする。

３　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第２８条　各正会員の議決権は平等なものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、前２７条の規定の適用については出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第２９条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第六章　理事会

（理事会の構成）

第３０条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の機能）

第３１条　理事会は、定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第３２条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。



（１）理事長が必要と認めたとき。
（２）理事総数の３分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
（理事会の招集）
第３３条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２号の場合にはその日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の少なくとも１０日前までに通知しなければならない。
（理事会の議長）
第３４条　理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。
（理事会の議決）
第３５条　理事会における議決事項は、第３３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　やむをえない場合は、通知しない事項も理事会における議決事項とする。
３　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（理事会の表決権等）
第３６条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
（理事会の議事録）
第３７条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議決の結果
〈５）議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名が、記名押印又は署名しなければならない。

第七章　資産
（構成）
第３８条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）設立当初の財産目録に記載された資産
（２）会費
（３）寄付金品
（４）財産から生じる収入
（５）事業に伴う収入
（６）その他の収入

（区分）

第３９条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る資産とその他の事業に関する資産の２種とする。

（管理）

第４０条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第八章　会計

（会計の原則）

第４１条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計区分）

第４２条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とその他の事業会計の２種とする。

（事業年度）

第４３条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第４４条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４５条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費）

第４６条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第４７条　予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第４８条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を

[redacted]

経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第４９条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第九章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第５０条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経て、かつ、法第２５条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第５１条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）総会の決議

（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）正会員の欠亡

（４）合併

（５）破産手続開始の決定

（６）所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第５２条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会で議決した国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

（合併）

第５３条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第十章　公告の方法

（公告の方法）

第５４条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公示については、この法人のホームページにおいて行う。

第十一章　事務局

（事務局）

第５５条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

[redacted]

2　事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第５６条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第５７条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第十一章　雑則

第５８条　この定款の施行について必要な雑則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成１７年（２００５年）年５月３１日までとする。

4　この法人の設立当初の事業年度は、第４３条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成１７年（２００５年）年３月３１日までとする。

5　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４４条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（１）入会金　正会員（個人・団体）０円
　　賛助会員（個人・団体）０円

（２）年会費　正会員（個人・団体）６，０００円
　　賛助会員（個人・団体）　１口５００円、
　　１口以上

7　この定款の変更は、所轄庁の認証の日　（２００９年５月２６日）から施行する。

8　この定款の変更は、総会の議決の日　（２０１４年６月１日）から施行する。

9　この定款の変更は、総会の議決の日　（２０１５年５月１０日）から施行する。

10　この定款の変更は、総会の議決の日　（２０１８年９月１８日）から施行する。

11　この定款の変更は、総会の議決の日　（２０２３年８月１３日）から施行する。

別表　設立当初の役員及び事務局

役職　理事長　石井　小夜子

理事　　中村　洋

理事　　北原　士久

理事　　江原　泰子

[redacted]

理事　　庵谷　磐
理事　　熊谷　憲治
理事　　戸舘　正憲
理事　　加藤　文子
監事　　高谷　真理

[redacted]

[redacted]